

下水汚泥溶融スラグ混入製品認定要領

(目的)

第1条 この要領は、神戸市土木技術管理委員会（以下「委員会」という。）による下水汚泥溶融スラグ混入製品（以下「スラグ混入製品」という。）の認定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(スラグ混入製品の認定)

第2条 委員会は、次に掲げるスラグ混入製品を認定する。

- ①歩車道境界ブロック（JIS） A、B、C
- ②歩車道境界ブロック（セミフラット型） FA、FB
- ③地先境界ブロック（JIS） D
- ④歩車道境界ブロック（神戸市型） A2、B2、B3
- ⑤歩車道境界ブロック（神戸市型カラー） LB
- ⑥公園用縁石ブロック（神戸市型） C
- ⑦公園用縁石ブロック（神戸市型）切下用（無色） F
- ⑧植樹柵用ブロック（神戸市型） I、II、III
- ⑨U型側溝1種（トラフ）（JIS）
- ⑩上ふた式U型側溝（JIS）
- ⑪落ちふた式U型側溝（JIS）
- ⑫プレキャストU型側溝
- ⑬プレキャスト街渠

(スラグ混入製品の新規認定（神戸市型）)

第3条 新たにスラグ混入製品（神戸市型：第2条に掲げる製品の中で神戸市型と記載された製品④、⑤、⑥、⑦、⑧）の認定を希望する場合は、次のとおりとする。

- (1) 新たに認定を希望する者は、委員会へ書面で申請する。
- (2) 前項の申し出は、随時受け付ける。
- (3) 委員会に設置された技術基準部会（以下「部会」という。）は、別途定めた審査基準に基づき審査を行い、結果を委員会に報告する。
- (4) 委員会は、部会からの報告に基づき、認定の可否を申請者に通知する。

(神戸市型以外の製品に関する認定)

第4条 神戸市型以外の製品（第2条に掲げる製品の中で①～③、⑨～⑬に該当する製品）の認定については、次のとおりとする。

- (1) 兵庫県により認定された製品については、委員会への申請は省略するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めのない事項、又はこの要領によりがたい場合は、委員会は、委員会の議を経て定めるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成20年3月17日から施行する。
- 2 この要領は、平成23年2月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成29年10月1日から施行する。